

ちば 中小企業 ば 2025 11

Chushokigyo-chiba No.723

Contents

- P 3 活動予定
中央会の主な事業等活動予定（11月）
- P 4 特集 中央会のあゆみ
- P 6 中央会だより
令和7年度組合運営実務（組合士養成）講習会の開催 他
- P 8 景況 情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向
（令和7年9月期）
- P10 インフォrmーション
賃金引き上げの支援策
労働安全衛生法等改正の主なポイント 他
- P14 全国先進組合事例
共同でドローンを導入し農作業を効率化
（山陽アグリネットワーク協同組合）



表紙写真／©提供（公社）千葉県観光物産協会（養老渓谷 栗又の滝）

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます

バックナンバーをご覧になりたい場合、右の二次元コード及び以下のURLから見る您可以通过。

URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>



千葉県中小企業団体中央会

京葉銀行

皆さまのお役に立ちます!
～法人・事業者さま向けサポートメニュー～

京葉銀行は、法人・事業者さまを
しっかりお支えします。

事業に関するさまざまなサポートをご用意しております。

事業サポートの一例

- 不動産活用
- 事業承継
- ビジネスマッチング
- 医療介護・アグリビジネス
- 産学連携
- 人材紹介

くわしくは京葉銀行の窓口でお気軽にお問い合わせください。
商品内容については、ホームページでもご案内しています。

京葉銀行 法人 検索

サポートデスク 携帯電話からは

0120-551-210 TEL.043-204-5480

受付時間：月～金 9:00～17:00（土・日・祝・12/31～1/3除く）

ちばぎん

＜法人・個人事業主の皆さまへ＞
資金管理の効率化・資金決済サービスのご提案は
ちばぎんにお任せください

こんなお悩みありませんか？

- 毎月、請求・入金確認が大変
- 訪問集金で、不在が多い
- 集金後の現金管理が心配
- 期日どおりに払ってもらえない
- ATMが混んでいて支払に時間がかかる
- 複数の営業所があり、資金管理が大変

豊富な決済サービスでお悩みを解決します！

経理業務の効率化

インターネットEBサービス
Web-EB

資金決済業務 代金回収業務

決済サービスや法人向け情報がたくさんあったホームページはこちら

ちばぎん 法人 検索

お電話でのお問い合わせもお受付しております。
ちばぎんビジネスセンターTEL043-241-8981
受付時間：月～金 9:00～17:00（銀行休業日を除く）

**【中小企業・小規模事業者の皆さまを
全力でサポートします!!】**

- 金融機関からの資金調達をサポートします！
信用保証協会がお客様の保証人となることで、金融機関からの資金調達が高まります。
- 事業を始める方を創業支援でサポートします！
創業計画から資金調達にいたるまで、事業を始められるお客様の夢の実現に向け、サポートいたします。
- お客様に合わせた経営支援でサポートします！
お客様ごとの経営課題解決に向け、経営相談や外部機関と連携した専門家派遣等でサポートいたします。

まずは、お気軽にお問い合わせ、ご相談ください！

本店 TEL 043-221-8111 当協会HP
幕張サポートセンター TEL 043-239-3281
松戸支店 TEL 047-365-6010
ホームページ <https://www.chiba-cgc.or.jp/>

CHIBA GUARANTEE

中小企業のベストパートナー
千葉県信用保証協会

**～あらゆる分野で
ビジネスをサポート～**

千葉県内の中小企業の
行く先を照らし、伴走して、
元気にする

一般社団法人
千葉県中小企業診断士協会

〒260-0028 千葉市中央区新町1-20
江澤ビル5階
TEL 043(301)3860
FAX 043(306)3915

中央会の主な事業等活動予定（11月）

令和7年10月14日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
11/2	日	千葉県商店街振興組合連合会 広域連携事業 対象：柏駅前通り商店街振興組合	商業連携支援部
11/5	水	ふさの国 商い未来塾（第8回） 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
11/6	木	新連携・経営革新連携促進事業（中小企業連携促進県大会） 対象：千葉県異業種交流融合化協議会・製造業関係会員組合等	工業連携支援部
11/11	火	千葉県官公需適格組合受注促進協議会 千葉県等への陳情	商業連携支援部
11/12	水	第77回中小企業団体全国大会 会場：広島グリーンアリーナ（広島県広島市）	総務部 工業連携支援部
11/13	木	組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会⑥（制度・運営）	工業連携支援部
11/17	月	創業・連携推進懇談会（東葛地区）	設立支援部
11/20・ 21	木・ 金	ふさの国 商い未来塾（第9回） 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
11/21	金	創業・連携推進懇談会（東上総地区）	設立支援部
		地域懇談会（東葛地区）	工業連携支援部
		青年部研究会 対象：千葉県鍍金工業組合	



千葉県中小企業団体中央会

創立70周年記念大会

開催のお知らせ

令和8年1月23日（金）

会場 ホテルニューオータニ幕張 千葉市美浜区ひび野2-120-3

本大会は、中央会創立70周年を迎え、組織化を通じて中小企業の振興を図る意義を唱えるとともに、組合等の発展に尽力された方々を称え、会員各位の新たな交流と更なる結束を深めていただきたいとの思いで開催するものです。

◎本大会の開催案内及び参加申込書等は、本誌10月号に同封いたしました。締切は11月28日となっておりますので、よろしくお願いいたします。なお、様式は、千葉県中央会のホームページからダウンロード可能です。本件に関するお問合せは、本会総務部までお願いいたします。（Tel 043-306-3281）

「中小企業ちば」では、今後の誌面づくりの参考とするため、アンケート調査を実施しております。右（もしくは裏面）の二次元コードよりご回答ください。



中央会のあゆみ「これまでの中央会の歴史」

<昭和30年度から昭和59年度>

■【1955年】（昭和30年度）

本会は、1956年（昭和31年）2月20日、千葉県自治会館において、設立同意者195名のうち、145名の出席を得て、創立総会を開催。

同年3月19日に知事認可通知を受けて、翌3月20日に登記。ここに「千葉県中小企業等協同組合中央会」が発足した。指導員は3名でスタート。

■【1958年】（昭和33年度）

1958年（昭和33年）の通常総会では、前年に制定された「中小企業団体の組織に関する法律」及び中小企業等協同組合法（以下「組合法」という）の一部改正を受けて、「千葉県中小企業団体中央会」に改称し、中央会基金の造成や指導員の増員等、指導体制の強化を図り、中央会の再スタートを図った。

■【1964年】（昭和39年度）

組合法制定15周年、中央会法制化10周年を記念して、10月27日千葉市の教育会館講堂において「千葉県大会」を開催し、組合員600名が参加した。

また同年10月10日に第一回東京オリンピックが開催された。

■【1966年】（昭和41年度）

日本の人口が1億人を突破したこの年、第5代会長に勝又豊次郎氏が就任（S41年～H5年）「中央会だより」（季刊）を「中小企業千葉」と名称変更し、隔月刊で発行し、情報提供事業の充実を図った。

■【1969年】（昭和44年度）

中央会は、昭和45年（1970年）3月28日に落成した千葉県中小企業会館（千葉市千葉港4-2）に移転。

また、同日、県文化会館において「組合法施行20周年、中央会創立15周年記念大会」を開催した。



中央会設立15周年記念大会の様子

■【1973年】（昭和48年度）

第一次オイル・ショック（1973年～1974年）後の買い占めによるモノ不足騒動が発生し、情報の重要性を改めて再認識させられた。このため、「中小企業千葉」を隔月から月刊にし、政府等の施策の普及の充実を図り、指導事業や政策活動のために活用するためのシステムを整えた。

■【1974年】（昭和49年度）

東総地域の指導体制の強化を図るため、銚子商工会館内に銚子支所を設置。6月1日から業務を開始した。

また、この年発足した組合士検定試験制度に対応するための事業を始めた。

■【1975年】（昭和50年度）

5月29日県文化会館において通常総会を開催、引き続き大ホールにおいて「創立20周年記念式典」を開催し、関係者1,600名余が参加した。昭和50年度時点で1,263の組合が設立された。

■【1976年】（昭和51年度）

8月26日には次代を担う後継者や若年経営者の相互研鑽の場を作るために、「千葉県中小企業団体中央会青年部」が結成された。1978年（昭和53年）5月には成田空港が開港された。



組合青年部千葉県大会の様子

■【1984年】（昭和59年度）

商業・サービス業組織化推進事業を重点的に行ない、多くの商店街組合が設立された。また、「千葉県官公需適格組合受注促進協議会」が発足した。

12月号では、
今回の「中央会のあゆみ」の続きの
昭和60年から平成に至る発展の足跡をたどる。

中央会のあゆみ

<明治から千葉県中央会の誕生（昭和31年まで）>

■産業組合中央会

わが国における中小企業者の組合組織が明治初めの同業組合以来、主として政府の保護奨励あるいは助成措置によって発達してきたように、中央会制度も政府の商工政策の一環として古い歴史をたどってきた。

日本の中央会の嚆矢は、今から100有余年前の、1905年（明治38年）に任意団体として発足した**大日本産業組合中央会**である。これが1909年（明治42年）の「産業組合法」の第2次改正により法制化され社団法人となった。

産業組合中央会は、主として農村地域に発達したもので、その事業は現在の農業協同組合に引き継がれている。

■工業組合中央会、商業組合中央会

明治以来、産業組合（農業）と同業組合（商工業）の二つの組合制度があったが、新しい組合制度として工業組合と商業組合が生まれ、1932年（昭和7年）に**工業組合中央会**が任意団体として発足し、翌年には法制化された。商業組合中央会はそれより少し後れて、1935年（昭和10年）に任意団体として発足、1938年（昭和13年）に法制化された。

この二つの中央会の目的は、組合制度の普及、発達及び連絡を図ることであり、主な事業は、組合相互の連絡、指導・調査、陳情・建議、講習会の開催、組合設立の奨励、組合及び功労者の表彰、図書の発行、全国大会の開催等であった。

■商工組合中央会

1943年（昭和18年）施行の「商工組合法」によって、戦時統制下の国策遂行のために商工の両中央会は解散し、**商工組合中央会**が発足した。



昭和28年第4回全国大会で中央会の法制化を訴える三平良氏（大阪産業会館）

■商工協同組合中央会

1946年（昭和21年）、商工組合法は統制色のない民主的な「商工協同組合法」に改められ、中央会も**商工協同組合中央会**に組織変更した。

しかし、その後独占禁止法との関係や連合軍の占領下にあったことなどから、組合制度の整備統一が図られ、1949年（昭和24年）の「中小企業等協同組合法」の施行に伴い、中央会という中央集権的色彩のあるものは認められないということになり、商工協同組合中央会は根拠法を失い自然解散した。

■中小企業等協同組合中央会

中央会という名称による組合の指導・連絡団体は、法律から消えて6年間に及んだが、その後わが国の独立が達成されると、組合の自主的指導機関としての中央会制度復活の要望が盛んに議論されるようになった。

このような情勢にかんがみ、政府は1955年（昭和30年）中小企業等協同組合法の一部改正案を閣議決定し、**中小企業等協同組合中央会**の法制化が日の目を見るに至った。そして同年9月には長崎県中央会がその第1号として発足した。

■千葉県中小企業団体中央会

本県も1956年（昭和31年）3月20日に**千葉県中小企業等協同組合中央会**として誕生した。

その後1958年（昭和33年）の「中小企業団体の組織に関する法律」の施行の伴い**千葉県中小企業団体中央会**と改称され、県下の中小企業組合をはじめとした連携組織と中小企業者の信頼に応じて、現在に至り、ここに創立70周年を迎えることになった。



中央会設立の10周年記念大会の様子

令和7年度組合運営実務 (組合士) 養成講習会 開催

千葉県中央会は10月7日・16日・21日・23日・30日の5日間、千葉市内において、「令和7年度組合運営実務(組合士) 養成講習会」を開催した。

本講習会は、全6回のカリキュラムで行われ、中小企業組合関係者を対象に組合の運営、会計等の基礎的・実務的知識の習得を目的と組合実務の専門家である「中小企業組合士」の養成講座も兼ねている。

第1回(10月7日)は、オリエンテーションの後、①中小企業組合制度(概論)、②組合事務管理の実務、第2回(10月16日)は、①中小企業論・中小企業組合論・組合制度(制度史)、②組合士受験のための会計基礎、第3回(10月21日)は、①中小企業等協同組合法及び組合定款の解説、②労務管理・労働法通論、第4回(10月23日)は、①中小企業関係法律と諸施策、②組合士受験のための会計決算、第5回(10月30日)は、①税務に関する出題ポイント、②組合会計問題演習等を実施した。

なお、残りの1日の日程は、第6回(11月13日)となっている。



組合士養成講習会の開催風景

令和7年度 第1回官公需普及促進講習会 開催

千葉県中央会は10月21日、千葉市内において、令和7年度「第1回官公需普及促進講習会」を開催した。

本講習会は、中小企業が直面している官公需受注に関する問題点等を検討し、官公需受注機会の増大を図るために開催した。

東多摩再資源化事業協同組合専務理事(環境カウンセラー)紺野琢生氏より、「持続可能な社会を支える官公需受注のかたち」環境分野における協同組合の挑戦と実践」について講演が行われた。

講演の終了後、千葉県商工労働部経済政策課の担当者より、千葉県の官公需施策の説明行われた。



紺野講師の講演



講習会の開催風景

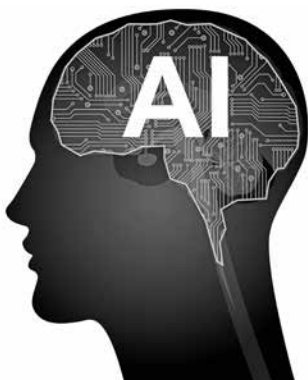
令和7年度北総地域 組合懇談会 開催

千葉県中央会は10月22日、成田市内において、令和7年度北総地域組合懇談会を開催した。

本懇談会は、北総地域及びその近隣地域の組合及び組合員企業を対象に、地域組合等活動支援事業の一環として、組合運営上必要な情報の提供と意見情報交換を兼ねて開催した。

中小企業診断士 榎本典嗣氏より、「大きく時代を変える生成AIの波に乗る」トレンド把握から安全運用・実践活用まで」について講演が行われた。

講演の終了後、「組合運営の現状と課題について」の意見交換が行われた。



ふさの国商い未来塾 第6回の開催

～まちゼミから学ぶ商店街及び個店の活性化～

千葉県中央会は10月8日、千葉市内でふさの国商い未来塾を開催した。本講座は、全10回のカリキュラムで行われ、「まちづくりへの道をみんなで学ぶ」を理念に、活力ある地域づくりを担うリーダーの養成を目的に毎年開催している。

第6回では、愛知県の岡崎まちゼミの会 代表の松井洋一郎氏を講師に迎え、商店街活性化の3種の神器（バル、100円商店街、まちゼミ）の一つであるまちゼミについて紹介され、商店街及び個店の活性化のヒントとなる内容となった。

まちゼミとは

「まちゼミ」とは、まず、**市民の皆さまにとって**、①知識、技術が身につく、②新しい仲間との出会い、③生活の質、人生の豊かさが向上する。次に、**お店さまにとって**、①新しいお客さまとの出会い、②新たなビジネス創造、③売上、仲間づくりにつながる。最後に、**まちづくりにおいて**、①まちの賑わい、②創業、起業の場となる、③エリア、地域価値の向上につながる**ことが三方よしの活性化事業**と言われている。

まちゼミでしっかり成果を出すには？

まちゼミで成果を出す方法は、まず、**市民の皆さまにとって**、①新聞、チラシ以外の媒体での参加、②新しい店舗まちゼミの価値発見につながる。次に、**お店様にとって**、①SNSの向上（フォロワー数、運用スキル）、②広報強化、③新たなビジネスの創造、④売上、仲間づくりにつながる。最後に、**まちづくりにおいて（支援側）**、①参加店舗の拡大、②コスト削減、③リーダーの養成、④地域内の経済循環向上となり、まちゼミを用いたSNSの強化に現れる。更に、独自アカウントの運営、SNS運営サポート、まちゼミに特化したInstagram研修、各店舗の積極的な投稿・タグ付を行うことにより、まちゼミは事業者の「SNS」を高めることになる等を話し、参加者は熱心に講義を聞いた。



松井講師の講演



商い未来塾の開催風景

商い未来塾を詳しく知りたい方はこちらまで→



情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和7年9月期

情報連絡員50名 回答数50名
(一部抜粋)

全体概要

前月比

製造業売上高	「増加した」業種：2⇒10【増加】	「減少した」業種：11⇒3【減少】
非製造業売上高	「増加した」業種：8⇒8【変化なし】	「減少した」業種：14⇒10【減少】
業界の景況	「好転した」業種：4⇒2【減少】	「悪化した」業種：6⇒8【増加】

前年同月比

製造業売上高	「増加した」業種：2⇒4【増加】	「減少した」業種：12⇒9【減少】
非製造業売上高	「増加した」業種：6⇒9【増加】	「減少した」業種：12⇒10【減少】
業界の景況	「好転した」業種：3⇒3【変化なし】	「悪化した」業種：10⇒11【増加】

製造業

■麺類製造

【県内全域】

インバウンド需要が増加したため、売上が前月比で増加した。

■水産食料品製造

【南房総市】

ノルウェーサバの仕入価格が前年の1.5倍となり、収益を圧迫し、非常に厳しい状況にある。主な要因として、漁獲枠の大幅な削減と世界的な需要の増加があげられる。

■パン・菓子製造

【県内全域】

今年は、9月に入っても暑さが続いているため、夏物商品の供給も続いている。例年、少しずつ秋物を取り入れていく時期であるが、原料の価格が相変わらず上がっているため、様子を見ながら価格転嫁を行っているように感じる。

■木材・木製品製造

【県内全域】

素材・製品ともに先月と変わらず低迷が続いている。素材については、秋から伐採期に入るので、今後の入荷を期待したい。

■製材

【木更津市】

9月に内地材1船入港。出庫がないため、8月に比べ在庫は増加。対前年比では、全体で出庫増であり、在庫は減少している。

■電気めっき

【県内全域】

売上の低調基調は変わらないなかで、一部では、引き合いの増加又は販売単価上昇にて流動し始めたものも見受けられる。

■鉄工

【千葉市】

トランプ関税は決着したものの、国内設備投資を見合わせる大手企業もあり、受注は芳しくない。自動車や建機関連など昨年度対比で売上げが減少している。

■機械部品製造

【野田市】

前月比は稼働日数の増加により生産・売上・利益共に前月比増。前年比は生産・売上・利益共に横ばい。

■機械部品製造

【流山市】

業種により景況が悪い。トランプ増税により、一部の業種に影響がでている。

■機械部品製造

【柏市】

若干引合案件が増えてきたが、受注に至るまで時間がかかっている状態。また、手形集金の得意先の条件が改善傾向にある。

■金属製品

【船橋市】

在庫調整からの低迷期から回復しているが、1年前の通常のレベルで横ばいの状況。

採石

【県内全域】

今月は石材出荷があり、前月比及び前年同月比は増加し、対前年比では261%の状況となった。今後予定される東京港の新海面処分場の護岸工事や横浜港の新北牧地区の護岸工事に期待したい。

非製造業

総合卸売

【千葉県、東京都】

消費低迷で売上は減少しているが、仕入価格や物流費の上昇は高止まりして一服した状況。引き続き取引採算は厳しい中、社会的な賃上げの動きにも対応出来ていないため、事業運営に必要な人員確保も困難になってきている。

医薬品卸売

【県内全域】

当月の実働日数は前月と同じく20日であったが、売上高は前月に比べ増加した。4～9月の売上は順調に推移している。また、前年同月と比べて実働日数が1日多かったため、売上高も増加した。全体として堅調な状況にあるといえる。

青果卸売

【千葉市】

上旬は猛暑の影響が続く、市況価格が高いため、売上高は伸びたが、収支状況は厳しいままである。気候も徐々に落ち着いて、一部を

除き、市況も安定してくると思われる。

乾物卸売

【県内全域】

10月からの食料品・ガス・電気等の値上げで消費が落ち込みそうである。また、夏場の異常な暑さの影響で、景気は良くない。

小売

【柏市】

高温が続く、秋物が扱げられない。

青果小売

【千葉市】

高温障害の影響が始まってきたため、売価が上がり売上が伸びた。しかし、収益が取れず、最低賃金も上がり、今後の経営に不安を感じている。

中古車仕入・販売

【県内全域】

日本製軽自動車の人気が海外で高まる。これまでの燃費性能の高さに加え、使い勝手やコスト等の良さから多様なラインナップが揃う軽自動車の需要が高まっている。

小売

【大多喜町】

キーテナントが大規模改装のため、半月ほど休業していたので、館内全体の来客数が減少し、各テナントの売上減少が懸念されたが、目立った低下は見られなかった。

二輪自動車小売

【県内全域】

一部損保会社の代理店整理がさ

らに目立ってきた。自賠責保険の取り扱いも含めて代理店契約を更新しない通達を受ける販売店が増えている。また自動車共済への乗り換えも引き続き増えているようである。

商店街

【千葉市】

11月8日（土）～24日（月）

（17日間）、さとう千葉店、ペリエ千葉と共催で、第8回千葉えきまつりを予定。期間中、3施設合同の「お買物デジタルスタンプラリー」に加えて、22日（土）23日（日）には、JR千葉駅3Fコンコースで集客イベントも開催する予定。

建設揚重

【県内全域】

仕入単価の上昇基調は変わらず。収益状況も良くない状態で不変である。景気は引き続き良くない。

小売・サービス

【野田市】

9月に入っても残暑の影響と物価高騰の継続の影響もあり来客数が減少。売上は不調という状況となった。特に飲食店関係が大幅に落ち込んだ。

学習塾

【県内全域】

夏休み明けの9月は例年、中学3年生で高校受験のため夏期講習から引き続き入塾を希望する者が多少あり。

土木建築サービス

【県内全域】

基幹事業である道路台帳整備、河川台帳整備について、従来以上に要望・提案活動に努める（道路台帳未補正箇所早期発注を要望し、成果を数字で確認できるまでになっている）こととしている。

警備

【県内全域】

繁忙期が終わり、閑散期に入った。

ソフトウェア

【県内全域】

日経平均が過去最高で推移しているが、米国の経済の動きに追随しているだけのように見える。特段の裏付けがあつての上昇であれば歓迎であるが、そうでない場合、失速することが心配。

水道管工事

【県内全域】

人手不足と高齢化が顕著である。

建設

【県内全域】

組合員による9/1から9/30までの県内建設関連の公共工事の落札結果は、303件、138億2,900万円となった。

貨物運送

【県内全域】

売上は、先月の長い盆休みの反動もあり、前月比増加となり、受注は持ち直している。

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

活用のポイント

職業訓練＋経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- ・ 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・ 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・ 中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・ 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- ・ 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・ 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- ・ 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・ 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ・ ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- ・ これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- ・ 雇入れ支援コース: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・ 中途採用拡大コース: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- ・ 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

☑ 支援策の詳細はHPをチェック

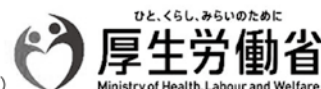
厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html



(R7.10)



賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円（2.6万円）
4%以上5%未満の場合	5万円（3.3万円）
5%以上6%未満の場合	6.5万円（4.3万円）
6%以上の場合	7万円（4.6万円）

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要がある
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円（※2）
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）＋設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

（※1）建設業の場合

（※2）労働者数30人以下の場合は倍額を加算

（※3）別途団体向けのコースあり（助成上限額1,000万円）

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日（令和7年5月14日）に 施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策などの措置を行う改正を行いました。なお、本誌11月号では、個人事業主等の安全対策の推進を掲載します。

個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

（１）混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1 施行

（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

（２）業務上災害報告制度の創設 R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

（３）個人事業者等自身への義務付け R.9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

（４）作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け R.9.4.1 施行

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

次世代育成支援対策推進センター（千葉県中小企業団体中央会） からのお知らせ

千葉県中小企業団体中央会は、厚生労働大臣より「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、企業が一般事業主行動計画を策定するための雇用環境の整備などについて、相談を承っております。

* 次世代育成支援対策推進法（法改正により期限が令和 17 年 3 月 31 日まで延長）

次代の社会を担う子どもが健やかに育成される環境を整備するため、平成 17 年に制定され、本法では、県・市町村だけではなく、企業においても「一般事業主行動計画」の策定を義務付けています。

* 一般事業主行動計画

常時雇用する従業員が 101 人以上の企業は、行動計画を策定し、労働局に届出、公表・周知する法的義務があります。100 人以下の企業は努力義務です。

一般事業主行動計画は、雇用環境、労働条件の整備などについて

①計画期間、②目標、③目標達成のための対策・実施時期を定める計画です。

更に、法改正により、101 人以上の企業については、計画策定時に数値目標（育児休業取得率、労働時間の状況）の設定が義務付けられました。

* くるみん認定の取得

行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした企業は、労働局（厚生労働省）から「子育てサポート企業」として「くるみん認定」を受けることができます。

一般事業主行動計画の策定、くるみん認定の取得は、ワークアンドバランスを重視する若年層が増えていることから、従業員募集に際して有利に働きます。

そのほか、

○くるみん認定の取得などにより、

・こども家庭庁から上限 50 万円の助成が受けられます。

○一般事業主行動計画の策定が補助金申請の要件に、

・「ものづくり補助金」「中小企業省力化投資補助金」など経済産業省の所管する補助金を申請するには計画の策定が要件とされました。

問合せは ⇒ 千葉県中小企業団体中央会経営支援部
能美（推進員）または 戸枝まで（☎ 043-306-3282）

テーマ

特徴ある組合事例

共同でドローンを導入し農作業を効率化

山陽アグリネットワーク協同組合

背景・目的

当組合は、山口県の山陽小野田市の6つの農事組合法人の出資により設立された事業協同組合である。各法人の集積面積は20ha前後と小さく、高齢化の進展や農産物価格の低迷など厳しい経営環境に置かれている。そこで、この苦境を打破べく新たに事業協同組合を立ち上げ、農薬散布用のドローンを組合で購入した。ドローンを用いた防除作業を組合員と共同で実施し、農作業の効率化を図ることとした。

取組みの手法と内容

農薬散布ドローンの相場は1台あたり100万円以上と高額であり、小規模の農業法人にとっては購入ハードルが高い。そのため購入にあたっては、県の補助金を活用した。

共同防除作業の流れとしては、まず防除作業を希望する組合員A

が組合に申込を行い、組合が作業を実施する組合員Bを選定する。

組合員A立会いのもと、組合員Bから選定されたオペレーターがドローンによる防除作業を実施する。

作業実施後、組合員Aは組合に委託料金を支払い、その後、組合から組合員Bのオペレーターに対し

給与を支払う。組合員同士で作業の受委託を行い、農薬散布を行う

ドローンオペレーターも受託組合員から選定することで、組合員間の連携強化及びコスト削減につな

がっている。またオペレーターは農業収入だけではなく、オペレーターとしての収入も得ることができ

ている。事業実施にあたっては、定期的に役員会を開催して事業計画等について協議するとともに、オペレーターとの合同連絡会議を行い、ドローン防除の運用方法等について

協議している。またドローン操作に関する最新知識及び技術についての講習会を毎年開催しており、オペレーターの育成にも力を入れている。

成果とその要因

設立以後防除作業面積は拡大しており、売上高も増加している。作業年数を重ねるにつれ、オペレーターの技術も熟練し効率的な作業が行われ、売上も確保されることで組合としても円滑な資金運用ができています。

組合員としても適切な時期に適切な防除を実施することができ、天候等の影響はあるものの概ね平年以上の収穫量を達成することができている。

山陽アグリネットワーク協同組合

住所：〒757-0005
山口県山陽小野田市
大字鴨庄17番地の1

設立：平成31年1月

URL：-

出資金：1,800千円

主な業種：耕種農業を行う農事組合法人

組合員数：6人



↑ドローン研修の様子



↑組合員のみなさん

“テクノスポット”

集団化で発展し続ける企業集団



千葉鉄工業団地協同組合

〒262-0012 千葉市花見川区千種町295番地2

TEL: 043-259-0201(代) FAX: 043-259-0204

E-mail: tekko@chiba.email.ne.jp

ホームページ: <https://www.tekko.jp/>

組合事業を支える共同出資会社 株式会社千葉コンビナックス

車を買うなら **JU 千葉**

千葉県中古自動車販売商工組合

組合加盟店へご相談ください

加盟店（JUメンバーショップ）は、

JU千葉

検索



事務局 〒263-0001
千葉県千葉市稲毛区長沼原町421
TEL 043-257-5257
HP <http://www.ju-chiba.jp>



税理士は暮らしのパートナーとしてあなたの信頼に応えます

ほっとライン
千葉税協

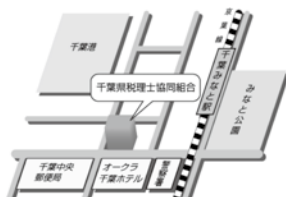
千葉県税理士協同組合



～申告制度の担い手として～

税理士は、税の専門家として納税者が自らの所得を計算し、納税額を算出する申告納税制度の推進の役割を担います。

平成21年度 千葉県中小企業団体中央会指定モデル組合



〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-16-12
TEL. 043-247-6250 FAX. 043-247-6568
HP. <https://www.chiba-zeikyo.or.jp/>

《ブックマート》

TEL. 043-247-5437 FAX. 043-247-6568

《松戸出張所》

〒271-0092 松戸市松戸 1879-1
松戸商工会館 3 階
TEL. 047-366-2174 FAX. 047-365-6813



釣りボート・遊ボート・釣り具

TKK

自然の生きているコミュニティゾーン

高滝湖観光企業組合

〒290-0557 千葉県市原市養老字柏野 1365-1

TEL 0436-98-1277

FAX 0436-98-1279

E-mail FJP16253@nifty.com

URL <https://www.takatakiko.jp>

県央における商業と物流の中核基地

もばらオロシティ

「情報と物流のロジスティクス」を標榜する当卸団地は、
地域に密着した商業の中核として
個性と活力にあふれた企業集団を目指してまいります。



茂原卸商業団地協同組合

〒297-0074 千葉県茂原市小林1978-8

TEL. 0475-24-6101 FAX. 0475-24-6103

<https://mobara-orocity.com>

県内の消防防災に関する設備工事・
保守点検業務・防災機器・用品販売を
取り扱う専門業者によって組織されてい
ます。

地域活性化並びに防災協力に幅広く
応援いたします。



千葉県消防設備協同組合

260-0005 千葉県中央区道場南1-9-15

tell 043-306-9321. Fax 043-306-9322

<https://www.shosetukyo.net>



県内のがんばる商店街を応援しています。
商店街を通じたまちづくりや地域活性化の
ための活動を幅広くご支援いたします。



活動はこちら

〒260-0015

千葉市中央区富士見2丁目22番2号

千葉中央駅前ビル3階

(千葉県中小企業団体中央会内)

TEL : 043-306-3284 / FAX : 043-227-0566

HP : <https://shoutengai.jp/>

千葉県信用金庫協会

県内5信用金庫

133 店舗のネットワーク

千葉信用金庫

千葉市中央区中央 2-4-1 TEL 043-225-1111

銚子信用金庫

銚子市双葉町 5-5 TEL 0479-25-2100

東京ベイ信用金庫

市川市新田 4-9-2 TEL 047-703-2111

館山信用金庫

館山市北条 1634 TEL 0470-22-8115

佐原信用金庫

香取市佐原イ 525 TEL 0478-54-2121

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

全国47都道府県の求人・人材支援

企業と人材を結ぶ エキスパート

1 離職する従業員の再就職をサポート

2 人材を確保したい企業をサポート

3 「キャリア人材バンク」で高齢者の
就職をサポート

4 雇用を維持するための
在籍型出向をサポート

5 社員の人材育成やキャリア
アップの出向をサポート

6 研修やセミナーで社員の
スキルアップをサポート
(有料)

費用は
無料



サイジョブさん



公益財団法人

産業雇用安定センター(ジョブ産雇)

千葉事務所 TEL 043-216-3670



船橋総合卸商業団地協同組合

〒273-0014

千葉県船橋市高瀬町62番2

TEL : 047-433-6611

FAX : 047-432-9999

URL : <https://www.fod.or.jp>

Shinkumi Bank

信用組合

しんくみ

ちかくにいるから、
チカラになれる。

房総信用組合

茂原市高師町 1-10-5

TEL 0475-22-5111

銚子商工信用組合

銚子市東芝町 1-19

TEL 0479-22-5335

君津信用組合

木更津市潮見 3-3

TEL 0438-20-1122

千葉県信用組合協会

千葉市中央区新町18-12 (第8東ビル 507号室)

TEL 043-216-2492 Fax 043-216-2493

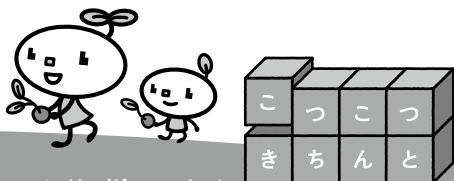


こつこつきちんと あなたのため
こつこつきちんと みんなのため
こつこつきちんと 地球のため
こつこつきちんと 明日のため
こつこつ愛して こつこつ生きてるあなたを、
わたしたち大樹生命も、こつこつきちんと 応援します。

BESTパートナー
大樹生命
日本生命グループ

大樹生命保険株式会社 <https://www.taiju-life.co.jp/>

千葉支社 〒260-0013 千葉市中央区中央3-9-16 大樹生命千葉中央ビル TEL:043-225-7389
柏支社 〒277-0005 柏市柏1-2-38 さくら柏ビル TEL:04-7164-7153




千葉県自動車整備商工組合
<https://www.caspa.or.jp/>

本部	〒261-0002	千葉市美浜区新港 156	043-241-7251
千葉支所	〒261-0002	千葉市美浜区新港 156	043-241-7255
習志野支所	〒274-0063	船橋市習志野台 8-19-8	047-467-8881
野田支所	〒278-0013	野田市上三ヶ尾 207-21	04-7120-2031
袖ヶ浦支所	〒299-0265	袖ヶ浦市長浦 580-81	0438-62-4041

マスコットキャラクター「てんけんくん」

商工組合立 専門学校 千葉県自動車大学校
<https://cats.ac.jp>
〒261-0002 千葉市美浜区新港 156 043-247-0848



人と車の良い関係、車と地球環境との調和、
即ち、新しい時代の車環境創造業を提示してまいります



ビルメンテナンスのトータルコーディネーター
官公需適格組合

千葉県ビルメンテナンス協同組合

〒261-8550
千葉市美浜区中瀬2丁目1番 幕張メッセ内
TEL (043) 297-9771
FAX (043) 296-0753
<https://cbm.or.jp>
E-mail:cbm@cbm.or.jp

企業を労働災害リスクから守る！

中央会 ビジネスJネクスト

〈業務災害補償保険〉

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

千葉支店 千葉第二支社 〒260-0013 千葉市中央区中央4-7-4

TEL.043-225-3047 営業時間 9:00～17:00

自動車共済

「ロードアシスタンス特約」新設！
中小企業の皆様のニーズに応えた商品をラインアップ！
あたらしい自動車共済にご期待ください！

自動車共済は中小企業のみなさまのための制度です。
損害保険会社とはここが違います！



- ◆利益を追求しません。
- ◆株主は存在しません。加入者の皆さんの相互扶助が目的です。
- ◆行政庁の認可を受けています。



安心補償

制度充実

相互扶助

いつでも、どこでも安心！ロードアシスタンスサービス（全車種対象）

ロードアシスタンスサービスは、ご契約のお車が走行不能になった場合の応急処置・レッカーけん引の費用を補償する他、燃料切れ時の給油サービス（最大10ℓ無料、共済期間中1回）や雪道・凍結路面でのスタック引出しサービス（雪道用タイヤチェーン・雪道用スタッドレスタイヤ装着の場合のみ）も行います。



お申込み
お問合せ



関東自動車共済協同組合

千葉県支部 〒260-0013 千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル6階 TEL 043-224-5222

研修・会議・総会に

千葉県電工会館 総合研修センター

140名様収容（スクール形式2人掛け） 車椅子バリアフリー 駐車場14台



料金 1日（9時～17時）77,000円（税込）～



千葉県電気工事工業組合

千葉市中央区道場南1-9-15

TEL 043-224-6086





千葉トヨペット

〒261-8585 千葉市美浜区稲毛海岸 4-5-1

お客様相談

テレフォン (本社)



0120-161672

ホームページ

<https://www.chibatoyopet.co.jp>

ホームページは
コチラから

千葉トヨペットはトヨタ車すべて※を取り扱っております

※一部車種を除く



法人向けインターネットバンキング

ちば興銀

コスモスWEB

インターネットでオフィスが銀行の窓口

簡単

●インターネットに接続できるパソコンさえあれば、新たな機器やソフトを購入することなくご利用可能です。

便利

●オフィスに居ながらにして貴社口座の預金残高や入出金の状況等を確認することができます。また、振込・振替、総合振込、給与(賞与)振込、地方税納入等が行えますので経理事務の省力化が図れます。

低コスト

●契約料は無料です。また、専用のソフト・端末が不要ですのでご利用にあたり特別な費用負担がかかりません。

●月間基本料は低コスト、振込手数料も窓口をご利用いただくより、お得です。

安全

●最新の暗号化技術(128ビットSSL暗号化通信方式)の採用により、お客さまの情報を確実に保護。

●ログインID・ログインパスワード、電子証明書等により、不正利用を防ぎます。

くわしくは下記フリーダイヤル、またはお近くのちば興銀の窓口までお気軽にお問い合わせください。

ちば興銀 EBサービスセンター ☎ 0120-122-606

受付/土・日・祝日を除く
9:00~18:00



千葉興業銀行

<http://www.chibakogyo-bank.co.jp/>

商工中金は、国とともに、
中小企業をサポートする公的金融機関です。

特長
その

1 長期的な視点で
安定したお取引

特長
その

2 中小企業の
経営課題に対応する
総合的な支援

特長
その

3 全国と海外の
ネットワークで
ビジネスをサポート

特長
その

4 協調と連携で
地域経済の
活性化の力に



商工中金

本店 東京都中央区八重洲2-10-17
www.shokochukin.co.jp/

千葉支店 043(248)2345

〒260-0031 千葉市中央区新千葉1-4-3
WESTRIO千葉7コク生命ビル9階

松戸支店 047(365)4111

〒271-0092 松戸市松戸1846-2

個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定(当金庫内比較)

固定金利の半年複利(元本保証)

1年、2年、3年から期間が選べる

∥ 安心、確実、お得に増やす ∥



マイナーベスト